

序論

1 本マニュアルの性格と使い方

1-1 本マニュアルの目的

- ・ 本マニュアルは、長野県環境影響評価条例（平成 10 年長野県条例第 12 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による長野県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）の内容について、具体的な解説を行うものである。

1-2 本マニュアルの性格

- ・ 本マニュアルは、環境影響評価に係る調査等を実施する事業者及び調査会社等を主な対象としており、読者が調査等に関する知識や技術を有することを前提にする。
- ・ 本マニュアルは、環境影響評価に係る調査等の基本的な手法等を示すが、個々の事業特性や地域特性、新たな知見や技術等により、より適切な手法等を選択することを妨げない。
- ・ 本マニュアルは、今後の調査・研究の進展や、環境影響評価の実績の積重ね等により、技術指針の見直しとも整合を図りつつ、適宜必要な改訂を行うべきものである。

1-3 本マニュアルの構成と使い方

序論	<ul style="list-style-type: none">・ マニュアルの説明・ 環境影響評価の基本的な考え方・ 今回の主な改正点	マニュアルを使うに当たっての基本的な事項を示す。
総論	<ul style="list-style-type: none">・ 環境影響評価全般に係る事項(手順に沿って解説)	環境影響評価を実施する際の基本的な手法を示しており、事業や地域の特性に応じてこれを応用する。
各論	<ul style="list-style-type: none">・ 各環境要素ごとの手法等	
資料編 (別冊)	<ul style="list-style-type: none">・ 主な既存文献等	環境影響評価（特に予備調査の段階）実施に当たっての参考資料

2 環境影響評価の基本的な考え方

2-1 事業者が事業実施前から環境に配慮する

- ・ 環境影響評価は、事業者自らが事業実施前に環境の状況及び事業が環境に与える影響について調査し、その結果に基づき、環境の悪化を未然に防止する措置を事業に反映するものである。これは、適切かつ持続的に環境を利用する事業実施を可能にするためであり、本県の環境基本計画等に定める環境の将来像を実現する上で重要なしくみである。

2-2 早期計画段階から環境面の配慮を検討する

- ・ 本県の環境影響評価制度は、事業の実施段階に行ういわゆる事業環境影響評価であるが、環境保全と事業を効果的に両立させるために、事業計画の早い段階から環境面の検討を行い、事業者自身による事業実施の可否の判断を含めて、事業計画に反映することが重要である。
- ・ このことから、予備調査を含めた配慮書作成の段階が非常に重要である。
- ・ さらに、環境影響評価の手続に入る以前から、地域特性の理解に努め、環境保全の面から事業の立地や内容を検討することが望まれる。

2-3 科学的な方法論に基づく調査、解析を行い情報を公開する

- ・ 環境影響評価が説得力を持つためには、科学的かつ合理的な調査、解析等の手法により、可能な限り定量的、客観的に予測、評価等を行うことが不可欠である。また、客観的な事実と推論は明確に区別して記述することが重要である。
- ・ 幅広い人々の知見を集め、より適切に環境に配慮した事業を実現するためには、情報の公開（ただし、希少生物の分布等については、盗掘又は密猟等の防止のため、公表の方法等への配慮が必要）が重要である。

2-4 事業に対する住民等の理解を得る

- ・ 環境影響評価制度における住民等の参加手続は、環境保全の観点から広く意見を聞くものであるが、多くの事業で環境影響評価が住民等への説明の重要な場となっていることから、環境影響評価制度を積極的に活用して住民等の理解を得ることが重要である。

2-5 地域の望ましい環境像との整合性を保った事業計画とする

- ・ 環境の恩恵を享受し、かつ、将来にそれを引き継ぐために、県及び関係する市町村の環境

基本条例や環境基本計画その他の地域の環境に関わる施策等における基本理念や環境目標を尊重し、望ましい環境像の実現に資することを事業の内容や環境保全の方針に組み込むことが重要である。

3 環境影響評価の手順と今回の主な改正点

3-1 環境影響評価の手順（主に技術的な面）

- ・ 環境影響評価の技術的な面からの手順は、大きく次の4段階に分けられる。（「環境影響評価等の実施手順」（0-2 ページ）参照）
 - (1) 配慮書の作成段階
 - (2) 方法書の作成段階
 - (3) 準備書の作成段階
 - (4) 評価書の作成段階
 - (5) 事後調査計画書の作成段階
 - (6) 事後調査報告書の作成段階
- ・ 配慮書の作成段階では、事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことにより、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を可能にするためのものである。
- ・ 方法書の作成段階では、環境影響評価の実施方法を検討し、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の予備選定（スコーピング）が行われる。個々の事業ごとにメリハリのある環境影響評価を実施するとともに、後の調査等の手戻りをなくす上で重要な段階である。
- ・ 準備書の作成段階では、実際に調査、予測及び評価を行い、予測結果をもとに保全対策を検討し、その内容が事業者自ら実行可能な範囲でベストを尽くしているか評価を行う。
- ・ 評価書の作成段階では、環境保全の見地からの意見をもとに準備書の内容を再検討し、必要な修正を行う。
- ・ 事後調査計画書の作成段階では、評価書の公告の日以降、事業計画の変更や周囲の環境の変化等を踏まえて、評価書に記載した事後調査計画の再検討を行う。
- ・ 事後調査報告書の作成段階では、事後調査計画書に対する知事意見を勘案した上で、再検討した事後調査計画（事後調査計画書を作成していない場合は、評価書に記載された事後調査計画）に基づいた調査を行って事後調査の結果を環境影響評価の結果と比較し、環境保全措置の効果を検証する。また、必要に応じて環境保全措置の見直し及び見直した環境保全措置に係る予測・評価を行う。このため、本制度の信頼性や実効性の確保、今後の環境影響評

価技術の向上等においても重要な意味を持つ。

3-2 今回の主な改正点

- ・ 今回の主な改正点は、以下のとおりである。
- ・ なお、主に改正内容が反映される段階についても [] に示した。

(1) 新たな手続の導入等に伴う改正

- ・ 条例の改正に伴う配慮書手続、事後調査計画書の手続の導入及び事後調査報告書の手続の見直しに伴い、各手続の技術的な事項を明記した。

[主に「環境影響評価等の実施手順に沿った技術手法の解説」に反映]

(2) 電気工作物の建設、工作物の用に供する一団の土地の造成の条例対象事業化に伴う改正

- ・ 条例の改正に伴う新たな条例対象事業について、事業計画の概要の策定の段階で明らかにすべき事業計画の内容を追加した。また、様式のゴルフ場に係る記載例を太陽光発電所に係る記載例に変更した。 [主に方法書の作成段階、様式の記載例に反映]

(3) 環境保全措置の種類の見直しに伴う改正

- ・ 回避、最小化、修正、低減及び代償の5種類で構成されていた環境保全措置について、回避、低減及び代償の3種類に集約した。 [主に環境保全措置の検討に反映]

(4) 環境要素の追加等に伴う改正

- ・ 条例の改正に伴う条例対象事業の拡大や社会状況の変化等に適切に対応するため、水象の環境要素に温泉の小区分を追加した。また、その他の環境要素として、日照障害、電波障害、風害、光害を追加し、それぞれの技術的な事項を記載した。 [主に第2章の各論に反映]

(5) その他の改正

<総論>

- ・ 環境影響評価の実施の際、各段階において、対象事業等の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮を適切に行い、その結果を事業計画に反映することを明記した。 [主に方法書の作成段階に反映]

<各論>

- ・ 騒音の環境要素について、用途地域等の指定がなく、環境基準が設定されていない地域における残留騒音を用いた評価について追加した。
- ・ 生態系の環境要素について、事後調査結果の検討に当たって、種構成、個体数の変化を評価する際には、多様性指数や類似度指数を用いた定量的な解析を検討することを明記し、具体的な解析手法について、参考資料として掲載した。
- ・ 環境基準や参考文献等について、最新の内容に修正した。